

平28福情答申第12号

平成29年 3月21日

福岡市長 様  
(総務企画局行政部総務課)

福岡市情報公開審査会  
会 長 田 邊 宜 克  
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例 (平成14年福岡市条例第3号) 第20条第1項の規定に基づき,平成28年9月28日付け総総第594号により諮問を受けました下記の審査請求について,別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「平成27年度,福岡市東京事務所が,在福の全ての部局及び教育委員会からの依頼で,国会議員の個人事務所 (中央省庁等々の国の機関ではない) と,連絡 (アポイント取り等々) を取り合った,全ての記録が確認できる文書」の非公開決定の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「平成27年度、福岡市東京事務所が、在福の全ての部局及び教育委員会からの依頼で、国会議員の個人事務所（中央省庁等々の国の機関ではない）と、連絡（アポイント取り等々）を取り合った、全ての記録が確認できる文書」（以下「本件対象文書」という。）について福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

**第2 審査請求の趣旨及び経過**

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成28年7月29日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成28年7月25日、審査請求人は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成28年7月29日、実施機関は本件対象文書が存在しないことを理由に、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成28年9月2日、審査請求人は、本件決定についてこれを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

**第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨**

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書において、以下のとおり主張している。

- (1) 審査請求書における主張

本件決定は、「東京事務所担当者は、以前、「在福の全ての部局及び教育委員会からの依頼で、福岡県選出の有力な国会議員とのアポイントを、日常的に業務として行っている。」と発言しており、かなりの数だと推察されるアポイントについて、記録が無いのは、非現実的である為」、違法不当である。

(2) 反論意見書における主張

「教育長の国会議員個人事務所訪問に係る「出張旅費等の清算書」等での訂正が不適切（訂正が必要だったとの見解を示しておきながら、結果的に訂正していない等々）である事に鑑みて「東京事務所の電話による口頭連絡」との弁明に同意」する。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、本件対象文書が存在せず、保有していないことを理由に処分庁が行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、審査請求人の請求内容のとおり、「平成27年度、福岡市東京事務所が、在福の全ての部局及び教育委員会からの依頼で、国会議員の個人事務所（中央省庁等々の国の機関ではない）と、連絡（アポイント取り等々）を取り合った、全ての記録が確認できる文書」である。

(3) 処分庁が本件決定を行うに至った理由

実施機関の事務担当課である総務企画局東京事務所（以下「東京事務所」という。）では、担当部署の依頼に基づき、国会議員の事務所（以下「議員事務所」という。）とのアポイントの調整を行うことがあるが、その際の連絡は電話等口頭である。

よって、請求人が求める全ての記録が確認できる文書が存在しないことから、本件決定を行ったものである。

#### 第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

## 1 本件対象文書について

審査請求人が公開を求める文書は、「平成27年度、福岡市東京事務所が、在福の全ての部局及び教育委員会からの依頼で、国会議員の個人事務所(中央省庁等々の国の機関ではない)と、連絡(アポイント取り等々)を取り合った、全ての記録が確認できる文書」と解される。

そのため、本件対象文書としては、実施機関である東京事務所が保有する公文書で、本件対象文書に該当するものがあれば、当該文書が本件対象文書となり得るものと解される。

## 2 本件対象文書の存否について

- (1) 当審査会において、福岡市事務分掌規則(平成17年福岡市規則第14号)第158条第1号の規定により東京事務所の事務分掌を確認したところ、その事務分掌の1つとして「国会、各省庁その他中央機関等との連絡に関すること。」があり、東京事務所が議員事務所に連絡することはその事務分掌の規定によるものと認められる。
- (2) そして、当審査会において、本件対象文書の存否について、実施機関の弁明意見書及び関連諮問における実施機関からの意見陳述、並びに当審査会事務局の職員をして実施機関に確認を行ったところ、実施機関の職員が担当部署の職員から議員事務所へのアポイントの調整の依頼を受ける際の大半が電話連絡によるものであり、稀に東京事務所に来課した担当部署職員から直接依頼を受けることがあるとのことであった。また、担当部署職員からの依頼を受けた実施機関の職員は、議員事務所に電話で連絡しており、議員事務所と調整した回答を担当部署職員に連絡する際も大半が電話連絡であって(稀に直接口頭で連絡)、これらの一連の流れの中で作成している公文書は存在しないとのことであった。
- (3) 当審査会としては、これらの実施機関の説明について特段の不合理な点は認められないこと、また、実施機関が本件対象文書を作成又は保有していることをうかがわせる事情も認められないことから、実施機関が本件対象文書の不存在を理由に非公開とした本件決定は妥当と判断するものである。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年9月28日	実施機関からの諮問
平成28年12月8日	実施機関が弁明意見書を提出
平成29年1月31日（1部会）	審査請求人が反論意見書を提出
平成29年2月1日（1部会）	審議
平成29年3月1日（1部会）	審議

## 第6 答申に関与した委員

田邊宜克，石森久広，五十川直行，馬場明子